

令和6年度 横浜市LED防犯灯事業について【お知らせ】

1 趣旨

令和6年度の横浜市LED防犯灯事業についてお知らせします。

引き続き、LED防犯灯の見守り等について御協力をお願いします。また、地域で必要な場所に防犯灯の設置を希望する際の申請手続き等について御案内します。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 このお知らせの概要

(1) 横浜市のLED防犯灯について (2ページ)

(2) LED防犯灯の見守りへの御協力について (3ページ)

故障の発見・連絡や周辺草木の除去等、日常の見守りを引き続きお願いします。

(3) 劣化した鋼管ポール防犯灯の撤去への御理解について (3ページ)

劣化の著しい鋼管ポールは、安全を考慮し速やかに撤去させていただきます。予めご承知おきください。

(4) 市による新規設置を希望する際の御申請について (4ページ)

- ・市(18区)全体で 154灯(電柱共架型144灯・鋼管ポール型10灯) の予定です。
- ・『令和6年度 電柱へのLED防犯灯の新設申請の手引』及び『令和6年度 鋼管ポールLED防犯灯の新設申請の手引』にて、設置可能な条件等を御確認いただき、御申請ください。手引と申請書類は、区地域振興課で入手できます。
- ・申請の受付は区地域振興課へ、締切は令和6年5月31日(金)となります。

4 LED防犯灯事業の市ホームページURL

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bohan/LED/>

【備考】この事業は、令和6年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

<お問合せ先>

市民局地域防犯支援課

電話：045-671-3709

電子メール：sh-chiikibohan@city.yokohama.jp

(1) 横浜市のLED防犯灯について

横浜市が管理する防犯灯 約 18 万灯	
電柱共架型 約 16 万灯 (電柱につけた灯具を管理)	鋼管ポール型 約 2 万灯 (独立柱を建て、灯具をつけて柱ごと管理)
<p>灯具の横に黄色のプレートが付いています</p>  	<p>ポール本体に黄色のプレート又は銀色のシールが付いています</p>  <p>プレートタイプ</p>  <p>シールタイプ</p> 

- ・物価高騰等により事業費は年々増大していますが、電気料金など縮減できない経費が事業費全体を圧迫している状況です。このため、市では、現在ある防犯灯の維持への対応に注力しています。
- ・街の灯り全体のバランスよい配置を目指し、防犯灯の適正配置を進めていく必要があると考えていますので、引き続き、地域の皆様の御理解、御協力をお願いします。

【横浜市防犯灯設置基準（抜粋）】

- ・設置場所は、自治会町内会の区域内及びその周辺で多くの地域住民が通行する道路を照明する場所とする。ただし、原則として集合住宅等の敷地内通路を照明する場所は除く。
- ・灯具は、東電柱又はNTT柱に設置する。ただし、設置できる電柱がない等の理由によりやむを得ない場合は、鋼管ポールに設置する。
- ・防犯灯の設置間隔は、屋外照明からおおむね 25 メートル以上とする。ただし、防犯上及び道路形状等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- ・灯具の設置の高さは、原則として地上から 4.5 メートル以上とする。

【電柱の撤去に伴う防犯灯の取扱いについて（参考）】

市の電柱共架型防犯灯は、電柱事業者の許可を得て設置し、維持管理しています。電柱事業者や設置場所等の都合により、灯具のついた電柱が撤去・移設される場合、原則として防犯灯も同時に撤去・移設となりますので、予め御承知おきください。

(2) LED防犯灯の見守りへの御協力について

市が設置したLED防犯灯については、故障の発見・連絡や周辺草木の除去等、日常の見守りを、自治会町内会の皆様にお願いしています。

自治会町内会から移管された鋼管ポール型防犯灯は、設置から年数が経ったものも多く、劣化の著しいものも見られます。倒壊による被害を防止するためにも、見守り活動等により劣化したポールを発見した場合は、速やかな情報提供をお願いします。



【LED防犯灯の故障等を発見された際の連絡先】

- ・青葉区地域振興課 電話045-978-2299
- ・市民局地域防犯支援課 (電話045-671-3709)

■お知らせいただきたいこと

- ① 管理番号(黄色のプレート又は銀色のシールに記載されている番号)
- ② 電柱番号、住所及び目標物
- ③ 不具合の内容(「点灯していない」「昼間も点いている」「車が衝突し鋼管ポールが傾いた」「鋼管ポールの根元が腐食している」等)
- ④ 不具合発生の時期(気づいた日)及び時間帯

*防犯灯は、周囲の明るさを感知して自動点灯します。周囲の状況により、点灯のタイミングが異なることがあります。故障ではありません。

【注意：電線の垂れ下がりや切断を見つけたとき】

大変危険ですので絶対に近づかず、東京電力パワーグリッド株式会社カスタマーセンター(0120-995-007)に、直接御連絡ください。

※0120番号をご利用になれない場合は 03-6375-9803(有料)

(3) 劣化した鋼管ポール防犯灯の撤去への御理解について

劣化の著しい鋼管ポールは、安全を考慮し速やかに撤去しますので、予め御承知おきください(対象は市が選定します。)

撤去後は、横浜市防犯灯設置基準に照らし合わせ、①撤去のみ、②近隣電柱に灯具を移設、③建替え(鋼管ポール型防犯灯の再整備)のいずれかの対応となります。

市の設置する防犯灯は電柱共架型を基本としていることから、建替えは付近に電柱がない場合に限り(令和6年度は市全体で22本を予定)。建替えにあたっては、近隣にお住まいの皆様から御理解・御協力を得るために、自治会町内会の皆様に御協力をお願いします(具体的な内容は個別に御相談)。

なお、現在設置する鋼管ポール基礎は大きい（約直径 50cm）ため、既設鋼管ポールと同じ場所及び周辺に設置できない場合もあります。

（４）市による新規設置を希望する際の御申請について

① 令和 6 年度の新規設置の御申請について

- ・市（18 区）全体で 154 灯（電柱共架型 144 灯・鋼管ポール型 10 灯） の予定です。
- ・『令和 6 年度 電柱への LED 防犯灯の新設申請の手引』及び『令和 6 年度 鋼管ポール LED 防犯灯の新設申請の手引』にて、設置可能な条件等を御確認いただき、御申請ください。手引と申請書類は、区地域振興課で入手できます。
- ・申請の受付は区地域振興課へ、締切は令和 6 年 5 月 31 日（金）となります。

令和 6 年度から制度化：「付替制度」の利用について

周辺の土地利用状況が変わり、防犯灯に頼ることなく十分な明るさを確保できるようになった場所がある場合（※）は、その場所の市管理防犯灯を撤去し、代わりに明かりが必要な場所の電柱に灯具を再設置する「付替制度」を整えました。この制度を利用することで、新設予定数（電柱共架型 144 灯）とは別枠で設置できるというメリットがありますので、積極的な御検討をお願いします。

※十分な明るさを確保できるようになった場合の例

- ・防犯灯の近くに、明るい道路照明が設置された
- ・マンションや 24 時間営業の店舗ができ、周辺が十分に明るくなった 等

② 申請にあたっての留意事項

- ・申請にあたり、近隣の方などの御理解を得るようにしてください。
※設置段階で近隣の方とトラブルになるケースが多く発生しています。
- ・複数の申請を行う場合は、自治会町内会にて十分検討のうえ、必ず優先順位を記載して下さい（優先順位の高い申請から審査します。）。

③ その他の方法で必要な灯りを確保するには

次のような手法で必要な灯りを確保する方法もあります。御検討ください。

自治会町内会が自ら地域防犯灯を設置し、維持・管理を行う	地域防犯灯の設置にあたり地域活動推進費補助金をご活用いただけるほか、維持管理に係る補助金の交付を受けることができます。
自治会町内会や宅地開発事業者が、LED防犯灯を独自に設置する	<u>事前に横浜市と協議のうえ</u> 、設置後に横浜市へ防犯灯を寄附いただける制度があります。 ※鋼管ポール型防犯灯は寄附制度の対象外